



Title	フィンランドにおける子ども虐待の介入の制度に関する一考察：家族サービス指向と子ども中心指向に注目して
Author(s)	橋本, 帯子
Citation	教育福祉研究, 23, 25-38
Issue Date	2019-02-08
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/72515
Type	bulletin (article)
File Information	030-0919-6226-23.pdf



[Instructions for use](#)

フィンランドにおける子ども虐待の介入の制度に関する一考察 —家族サービス指向と子ども中心指向に注目して—

橋本 帯子

1. はじめに

フィンランドでの子ども虐待の議論の歴史は新しい。Kempe 夫妻による Child Abuse が 1981 年にフィンランドで翻訳され、研究者がフィンランドの子ども虐待について示した Child battering in Finland and Sweden (Korpilahti, 1981) が発行されたころに、国内での問題が注目されはじめた。同時に、類似点のある妻への暴力 (wife battering) も認識され始める。子ども虐待と妻への暴力の両方が、犠牲者の家庭内で発生し、虐待者 (abuser) は犠牲者の良く知る人かつ依存する相手であるという類似点は、子ども虐待を家庭内暴力という枠組みで捉える初期の考え方に大きく影響したと考えられる。これが、フィンランドの 1980 年代の子ども虐待における社会サービスのアプローチが、家族指向 (family-oriented) であった理由のひとつであろう。なお、Gilbert によると、家族サービス指向 (FAMILY SERVICE ORIENTATION) では、親の心理的な問題、夫婦関係の問題、社会経済的な問題がより中心的であると見なされている。そして、福祉サービスと公的援助が対応する家族の葛藤と機能不全の側面として、子どものマルトリートメントが存在する。他方で、児童保護 (child protection) を重視するということは、潜在的に有害な親族による害から子どもを保護する児童救済アプローチを意味する (Gilbert, 1997)。

9つの国での子ども虐待の制度と実践について書かれた *Combatting Child Abuse* (Gilbert, 1997) では、その導入部分において、当時のヨーロッパ諸国の一部における子ども虐待に関する社会政策を家族サービス指向と分類した。それと比較し、

米国、カナダ、イングランドの政策は児童保護指向 (CHILD PROTECTIVE ORIENTATION) であると分類している。尚、家族サービス指向に関しては、そのなかで報告義務が必須である国とそうでない国に分けており、報告義務が必須である国はスウェーデン、デンマーク、フィンランド、必須ではない国をベルギー、オランダ、ドイツとしている。

2000 年代初頭における 10 カ国の社会政策と実践を示した CHILD PROTECTION SYSTEMS (Gilbert, 2011) では、各国の指向 (orientation) に変化が見られた。デンマークの章ではボランティアな家族指向の介入 (family-oriented interventions) から、法的介入に重点を置く児童保護指向にシフトしていると説明する (Hestbæk, 2011)。また米国は、それまでの児童保護指向から、家族の再統合を強調し、産みの親と子どもを支援するための拡大家族の役割を重要とする取り組みを中心とした家族中心の実践 (family-centered practice) をより強調している (Berrick, 2011)。このように、ある国では過去に家族中心であった取り組みを子ども中心に変化させ、また、ちがう国では子ども中心だった取り組みを家族中心に変化させている。

CHILD PROTECTION SYSTEMS (Gilbert, 2011) にて、フィンランド章を執筆したタンペレ大学の Tarja Pösö (Department of Social Work, University of Tampere, Finland) は、フィンランドでの子ども虐待に関連する社会サービスは、1983 年以降、児童保護を意識した子ども中心指向 (child-centered orientation) に向けて変化をしたとし、その理由を 1990 年代半ば以降におけるフィ

ンランド国民の意識的な変化にあると説明する (Pösö, 2011)。それまでは、子ども虐待はフィンランドの社会政策においての大きな問題ではなかった。地方自治体や非政府組織が提供するサービスは家族の福祉に焦点を当てており、サービスと介入はそれに応じて機能していた。これは、「砂時計モデル」と比喩されており、サービスが家族を対象としていた場合、子どもたちにもたらされる利益は砂の流れのようにフィルタリングされて届くという意味である (Pösö, 2011)。

では、「国民の意識的な変化」があった1990年代、フィンランドはどのような状況だったのか。図1は1989年1月から2018年1月までのフィンランドにおける15歳から71歳までの人口の失業率とそのトレンドを表したグラフである¹⁾。1990年代に、フィンランドは強い経済困難があった。ソ連の社会主義体制が崩壊したことに起因する貿易の縮小が引き起こしたフィンランドの1990年代前半における経済的打撃は深刻なものであり、失業率は18%以上を記録した (山田, 2006) (Nielsen, 2007)。フィンランドの児童福祉におけるリスクファクターと関連したアウトオブホー

ムプレースメントの数を分析した Hiilamo (2008) は、失業率と CPOH (Children Placed Outside the Home) との間には強い相関があるとは言えないが、社会扶助受給者 (social assistance recipients) に焦点をあてたとき、CPOH のシェアとの間に相関関係が出現し、長期にわたって社会扶助を受給している場合、それが CPOH の最も重要な因子として浮上すると説明している。また Pösö は、1990 年代初頭のフィンランドは強い景気後退とアルコール消費の増加により特徴づけられることを示し、それが子どものアウトオブプレースメントの数に反映している可能性があるとしている。加えて、児童保護システムにおける子どもの数は1994年以降大きく増加しており、この増加は子どもや家族に対する社会的、道徳的なコントロールの増加を反映していると説明している (Pösö, 2011)。

Pösö は、フィンランドは「北欧諸国の伝統のなかで普遍的なベネフィットとサービスをすべての家族に提供することと、いくつかの子どもや家族の持つ特別なニーズや問題を認識することの均衡をはかることに挑戦している」(2011) と言い、こ

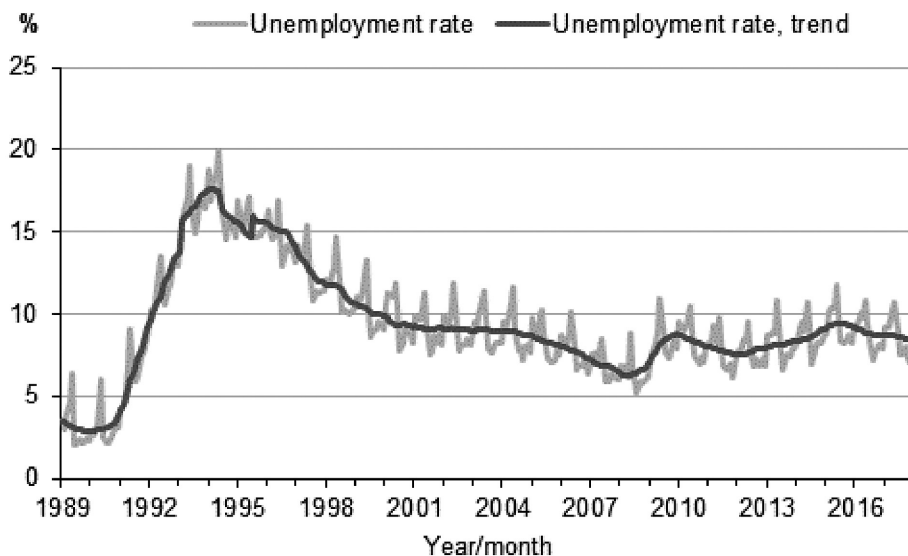


図1 フィンランドにおける15歳-74歳人口の失業率とその動向 (1989-2018)

出典: Unemployment rate and trend of unemployment rate 1989/01-2018/01, person aged 15-74. Labour force survey 2018, January. Statistic Finland

の「全ての家族への普遍的なサービス」と「特別なニーズを必要とする子どものいる家族へのサービス」の均衡をはかることがすなわち「家族サービス指向からの立ち去り」を示唆すると説明している。この「家族サービス指向からの立ち去り」について考える前に、まず Pösö の言うふたつの指向について、Gilbert の提示するふたつの指向と照らし合わせて考える。

Gilbert の言う家族サービス指向は「社会的、心理的困難から生じる家族葛藤や機能障害の問題に対応すること」であり、児童保護指向は「子どもを劣悪な親族による害から保護をすること」としている (Gilbert, 1997)。Pösö は、Combating Child Abuse (Gilbert, 1997) において、フィンランドの子ども虐待におけるサービスの指向が「家族サービス指向」と分類されたことについて、当時のフィンランドがファミリーサービスの方向性が強く、そのようなオリエンテーションモデルに属すると容易に分類できると伝えている。つまり、Gilbert の定義する「家族サービス指向」と Pösö の考える「家族サービス指向」は同義であり、両方とも「社会的、心理的困難から生じる家族葛藤や機能障害の問題に対応すること」を目的としているといえる。

では、Pösö の言う「子ども中心指向」とはどのようなものか。Pösö は 1990 年代以降のフィンランドを、家族サービス重視から新しい焦点へと変化し、子どものウェルビーイングに強い関心を示し、子どもと若者のリスク管理と社会的排除を止めること目指している、と表現した (Pösö, 2011)。「子ども時代と若者への関心と規制が豊富」であり「子ども中心主義の台頭は小児期の状態に関する一般的な関心を支持し、問題が発生した場合、子どもへの関心が高まり、規制や介入がますます求められる」と説明し、また、子ども中心アプローチ (Child-centered approach) については、子どもとともに働く方法と子どもの目線から見るソーシャルワークの全体的な方法であり、子ども自らが問題に関する意思決定に参加する権利を有し、いくつかの方法においては児童保護ワークに根ざ

している、としている (Pösö, 2011)。つまり、Gilbert の定義する児童保護指向の「潜在的に有害な親族による害から子どもを保護する児童救済アプローチ」とはやや異なる。Pösö の説明する子ども中心指向は、子どものウェルビーイングに重点を置き、子どもとともに働き、子どもと同じ目線から見るソーシャルワークを目指す、という子どもを中心に据えた指向であると同時に、問題が発生した場合の規制と介入という児童保護の意味合いも備えている。

では、フィンランドが「家族サービス指向から立ち去り、子ども中心指向に変化した」とはどのような意味か。もともとフィンランドはサービスの対象として家族を中心に据え、家族の福祉に焦点をあて、サービスと介入はそれに応じて機能していた。これは、家族を支援することで子どもにも「砂時計のように」フィルタリングされて効果が届く「家族サービス指向」であった。しかし、1990 年代の強い景気後退により他の家族と同様のサービスでは掬いきれない特別なサービスを必要とする子どもと家族が出現する。そのため、フィンランドは「全ての家族への普遍的なサービス」と「特定の子どもと家族が持つ特別なニーズと問題を意識したサービス」の両方の均衡をはかる必要性がでてきた。この、両方のサービスの均衡をはかることを、Pösö は、フィンランドが「家族サービス指向」から立ち去り、子どものウェルビーイングに焦点をあて、問題の解決としての規制と介入を備えた「子ども中心指向」に変化をした、と説明している。つまり、それまで主流だった「家族サービス指向」から立ち去ることにより、一般的な家庭と問題のある家庭の両方へのサービスの提供が可能となった、というわけである。

では、フィンランドは本当に「家族サービス指向から立ち去った」のだろうか。子どもを中心に据え、子どもの目線で見るとソーシャルワークが求めるものなかには家族に焦点を充てた「家族サービス指向」も含むのではないか。子どものウェルビーイングに重点を置くことと家族を支援することは同義にはならないのだろうか。子ども

虐待における介入の具体的な制度やその運用のされかたを確認し、Pösöの言うように、指向に変化があるのか、それとも違うことが確認できるのかを「家族サービス指向」と「子ども中心指向」のありかたを制度における関係を見ながら考察する。

2. 研究の対象と方法

本研究では、フィンランドの特徴を抽出しやすくすることを目的に、他の国の制度と比較をした。そのため、2011年にOXFORD PRESSから発行されたCHILD PROTECTION SYSTEMS: INTERATIOAL TRENDS AND ORIENTATIONSを研究対象としている。そして、NORDIC SYSTEMSと分類されるスウェーデン、デンマークと、ANGLO-AMERICAN SYSTEMSと分類される米国、イングランド、カナダのシステムとフィンランドとを比較した。ここでは、他国と比較したうえで浮かび上がったフィンランドの制度設計の特徴を中心に確認するため、CHILD PROTECTION SYSTEMS (Gilbert, 2011) 内の一部である Combatting Child Abuse in Finland: From Family to Child-centered Orientation (Pösö, 2011) を主に研究対象として取り上げている。そのため、時間軸も2011年を最新としていることに留意してほしい。なお、上記6カ国における制度の比較は、表1を参照されたい。

次に、本稿で使用する「虐待」という用語について説明する。日本語の「虐待」のもととなる英単語は、本稿では“abuse” “maltreatment” “ill-treatment” の3つである。このうち、abuseを「虐待」と訳し、他のふたつは「マルトリートメント」と「イルトリートメント」として表記している。この3つの用語が具体的にどのように異なるかについては、筆者の研究が至っていないが、国により「虐待」として使用している用語が異なるため、共通の単語として捉えることを避ける目的で使い分けをした。なお、Pösöは「虐待」や「マルトリートメント」は身体的な暴力、ネグレクトのみならず、さまざまな意味を含んでおり、フィ

ンランドで使用されるコンセプトを英語でそのまま child abuse や child maltreatment と訳すことには問題があるとしている。1990年代には、フィンランドの医療従事者や看護学の立場から「マルトリートメント」の概念を紹介しており、その概念には虐待 (abuse) とネグレクト (neglect) を含むとしている。また、メディアや社会福祉従事者、政策立案者の間では子どもの社会問題を children's ill-fare として扱うこともある。このように、フィンランドでは、子どもや若者の状態をあつかうためにさまざまな言葉や方法が使用されている (Pösö, 2011)。先にも示した通り、虐待に関連するさまざまな単語が文中に現れるが、その国により使用される言葉が異なるため、abuseのみを虐待と訳し、そのほかの単語はそのままカタカナ表記にした。なお、本稿のタイトルを「フィンランドにおける子ども虐待の介入の制度に関する一考察」としているが、この「虐待」は、暴力やネグレクトをはじめとした子どものウェルビーイングを阻害するさまざまなかたちの状態を含むと捉えていただきたい。

3. フィンランドの子ども虐待の制度設計における指向について

フィンランドの子ども虐待における制度設計を確認するうえで、その制度がどのような指向を意識しているのかを見るのが大切であると考えられる。そこで、冒頭でも説明をしているが、ふたつの指向がどのようなものなのかについてあらためて確認したい。ふたつの指向とは家族サービス指向と子ども中心指向である。

(1) 家族サービス指向

それまで、医療問題として認識されていたフィンランドでの子ども虐待は、1980年代に Kemp 夫妻の Child Abuse が国内で翻訳され出版されることにより、社会問題として注目され始める。また同時に、妻への家庭内暴力の問題が認識され始めた。「子ども虐待」も「妻への家庭内暴力」も、いずれも犠牲者の家庭内で発生するという類似点がある。また、虐待者は、犠牲者のよく知る人物

であり、かつ依存する相手であるという点でも似ている。そのため、これらは共通の「家族の問題」という枠組みで捉えられた。体罰の一環として子ども虐待が行われている場合や、虐待者である父親がアルコール問題に苦しんでいる場合、子どもへの暴力は虐待としてラベル付けされず、「ファミリーコンフリクト」や「親のアルコール問題」の категорияで分類される。つまり、虐待がいくつかの種類の家族の危機の指標として診断され、ファミリーワークや独特の問題に沿って介入する限り、「子ども虐待」はシステムから消失するのである。このように、実際は家庭内で子どもへの虐待が発生している場合であっても、複合的な「家族の問題」として見られることは「家族サービス指向」の傾向である。専門的な実践では、フィンランドのような小さな国でのファミリーワークの重要性を強調している。これは、家族のなかに起こるさまざまな問題を取り扱うための主要な方法であった。しかし、家族的アプローチの有意性は、個人を家族の中に隠してしまうという負の一面がある (Pösö, 2011)。

(2) 子ども中心指向

フィンランドにおける子ども中心指向とは、介入が子どもの利益にとって最善であるかを決定する上で子どもに積極的役割を持たせることである。これには、家族単位の従属部として子どもを見ることから、子どもを個人として認めることへの転換を必要とする。また、同時に「家族から保護する必要のある個人」への認識の転換を必要とする。これは「保護的なアプローチ」である。フィンランドでは、道徳的転換があり、それは1990年代初頭から起こったイデオロギー的かつ具体的な変化を指している。子どもと家族に対する支配的 (control-based) な関心であり、専門家の介入は、子どものリスク回避のために、子どもや家族を監視し、支援することであると捉えられた (Pösö, 2011)。つまりここでいう「子ども中心指向」とは、子どもに積極的役割を持たせる傍らで、介入と保護の意味をもつと考えられる。

4. フィンランドにおける子ども虐待の定義と基準、法における体罰の禁止

フィンランドでは、体罰や虐待的な振る舞いの詳細を提示しそれを禁止していたが、1983年以降、児童福祉の法律における定義的な焦点は子どものウェルビーイングという包括的なものへとシフトした。子ども虐待の制度の変化を考える上で、限定的な概念の設定や法律における体罰の禁止の有無は何らかの意味を持つ可能性がある。

(1) 虐待の定義と介入の基準

1936年当時の児童福祉法は、介入のための公式な理由を a) ~e) まで列挙している。

- a) 子の親の死亡、もしくは親が子を拒否
- b) 子の親が身体的または精神的な病気や遅れ、視力障害や聴覚障害、その他身体的障害のために自分の手段でケアや教育を与えることができず、そうでなければ手段を調達することができないため、子が家の外での特別なケアと教育を必要としている
- c) 子の親は、病気や理解の欠如や、アルコール依存もしくは他のそのような理由により子が必要とするケアや教育を与えることをしない。そうでなければ、子は必要なケアと教育を受けることができない
- d) 子が虐待されている、もしくは、彼の生活、健康、モラルが、家庭において危険にさらされている
- e) 子自身の失敗か、もしくは親の失敗のために、子は年齢に合っていない雇用をされており、義務教育法に定められているような学校に通学していない、または学校規則を破って学校訓練を受け入れていない

(Pösö, 1997)

一方で、1983年に導入された新しい児童福祉法と同年に子どもの体罰を禁じた Act on Child Custody and Right of Access²⁾ では、マルトリートメントの定義の基準を特定していない。これら

表1 NORDIC SYSTEMS と ANGLO-AMERICAN

項目	システムの分類	子ども虐待の定義		体罰の禁止の有無		システムの特徴
			根拠法		根拠法	
フィンランド	NORDIC SYSTEMS ※全ての人に提供される普遍的で予防的な制度	<ul style="list-style-type: none"> ■児童福祉 (child welfare) の一般的な枠を定義 ■子どものウェルビーイングに影響する決定をする際に、子ども自身のニーズ、希望、興味に注目 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Child Welfare Act 417/2007 (児童福祉法 417/2007) [2007] ■ Act on Child Custody and Right of Access (1983) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1983年に禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Guardianship Service Act (1983) ■ Act on Child Custody and Right of Access (361/1983) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家族サービス (family-service) から児童保護 (child protection) を明瞭にした子ども中心指向 (child-centered orientation) へ
スウェーデン		<ul style="list-style-type: none"> ■ 若者の健康や発達を損なう可能性のある条件を制限しないため、法律では定義されていない ■ マルトリートメントを構成するものは3つのレベルの児童保護の中で評価される 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Social Service Act 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1979年に禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ■ the Swedish Parenthood and Guardianship Code ■ Children and Parental Code, Chapter6 (1983:47) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1980年代まで一社会的統制 (social control) と人間監視 (human surveillance) が高度である古い貧困救済システムの後継者である残余型社会政策 (residual social policies) ■ 1980年代一ボランティアな家族サービス (voluntary family services) と強制的な児童保護 (coercive child protection) ■ 現在一必須のレポーティングシステムを備えた家族サービス指向 (family service orientation)
デンマーク		<ul style="list-style-type: none"> ■ 親権者の同意がある場合と無い場合の基準を示している ■ 一親の同意の下の介入の基準は曖昧で解釈の余地を残す ■ 一同意が無い場合の介入基準は、子どもまたは青少年が健康または育成に重大な害 (significant harm) を被る明らかなリスクがある場合 ■ 政府のガイドラインによる虐待の定義は「報告、調査、実証が行われる社会的な枠組みを作るもの」 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Consolidation Act on Social Service, Art. 52 (統合法 52) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1997年に禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Penal Code (刑法) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティアな家族指向の介入 (family-oriented interventions) から法的介入に重点を置いた児童保護に変化 ■ より広範な家族福祉のイデオロギーから懲罰的措置がより強い要素 (stronger element of compulsive measure and punitive devices) となり、家族への要求が高まる児童保護イデオロギーに向かう ■ 継続的な立法プロセスを継続することだけでなく、生物学的な親と子の間の継続性を強調する「継続の概念」
米国		ANGLO-AMERICAN SYSTEMS ※虐待やネグレクトなどの特定の問題の事後的に取り扱う制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 死、重大な肉体的、精神的な害、性的な虐待や搾取を招く結果となった両親もしくはケアテイカーの行動、もしくは行動の不履行、または差し迫った危険や重大な害をもたらす行為、もしくは行動の不履行 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Child Abuse and Treatment Act, 1974 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 親または後見人、教師は合理的に必要かつ適切な範囲で未成年者もしくはふつつかない者に対し、合理的かつ適切に物理的な力を使用することができ (州により異なる) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Criminal Code 13-403 (刑法/アリゾナ州)
イングランド	ANGLO-AMERICAN SYSTEMS ※虐待やネグレクトなどの特定の問題の事後的に取り扱う制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを守るための国家の強制介入のための重要な基準を提供するのは「重大な害 (significant harm)」である ■ 「害 (Harm)」とは、例えば他の人のイルトリートメントを見たり聞いたりすることによる苦しみ、もしくは健康と成長の減損 (the impairment) である ■ 「成長 (development)」とは、肉体的、知的、感情的、社会的、もしくは行動的な成長である ■ 「健康 (health)」とは肉体的もしくは精神的な健康である ■ 「イルトリートメント」とは性的な虐待と身体的な虐待ではないイルトリートメントのかたちを包含する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ s.31 (10) of the Children Act 1989 ■ the Adoption and Children Act 2002 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 重度の身体的障害を引き起す攻撃、実際の身体的障害を引き起す暴行、16歳未満の人に対する残虐行為に関しては妥当な体罰を構成していることを理由に正当化することはできない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Children Act 2004 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1995-1997一児童保護指向から家族サービス指向へ一狭い意味での虐待事件の調査をする集中するよりも「支援を必要としている子ども (children in need)」と共に家族をサポート ■ 1997-2004一児童保護への法的な焦点でのアプローチへのバランスウェイトよりも家族サポートの役割のより広い視点になる ■ 2004-2008一「保護を強化しながら予防することに移行」することが最優先課題 ■ 一いかなる子どもも人生でのいくつかのポイントにおいて何らかのリスクに脆弱であると見なされる可能性があり、助けが必要であるかもしれないため、対象に全ての子ども (all children) を包含 ■ 一早い段階で、機性になる前に問題を識別 ■ リスクと保護に焦点をあてた予防のパラダイム
カナダ		<ul style="list-style-type: none"> ■ 本人のニーズに適した生活の物質的な条件の資源と、親または保護者の資源が乏しい(ケベック州) ■ 子どもが身体的害を被る大きなリスクがある(ノバスコシア州) ■ 子どもが能力的に不適切な仕事をし、または自分の年齢では受け入れられない方法で公衆のために働く (プリンスエドワード島/ケベック州) ■ アルコール、薬物、浴槽、または「同様の物質」の使用によって子どもの健康が害されているという重大なリスク、また、子どもが苦しむ「栄養失調」(ノースウェスト準州/ヌナブト準州) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Criminal Code 43 ■ Youth Protection Act, Quebec, R.S.Q., section 38 [b] ■ Nova Scotia CFSA, 1990, Ss 22[2] ■ PEI Child Protection Act, 2003 ■ NWT Child and Family Services Act, section 7[3]; Nunavut Child and Family Services Act, Section 7[3] 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教師、親、または親の立場に立つ人は、その力が合理的なものを超えない場合、矯正的方法で力を使用することが正当化される 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Criminal Code 43 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家族サービスよりも児童保護に焦点を当てたシステム ■ 13の分かれた管轄区域から成るカナダのシステムにおいて、家族サービスは目立たない ■ 1994年以降児童保護モデルを定着させた保護の強化

※当表は CHILD PROTECTION SYSTEMS (Gilbert, 2011) をもとに筆者作成

SYSTEMSにおける子ども虐待の制度設計

報告	調査	介入
<p>■レポーティングシステム —必須のレポーティングシステムがある</p> <p>■報告の基準 —子どものウェルビーイングやケアの質に関与して疑念が有る場合、児童福祉委員会に知らせる</p> <p>■報告者 —全ての市民 —その他 —公的機関は子どもの福祉介入のための必要性を見極めるための高く可視化された役割を担う</p> <p>—確固たる証拠が無い場合でも可能性を疑うときに報告書を提出することを義務付けている</p>	<p>■調査基準 —ソーシャルワーカーが子どもの「充分な子ども時代 (good-enough childhood)」もしくは「充分な家庭生活 (good-enough family life)」について、社会的および文化的規範と関連して評価する</p> <p>—特定のリスクや問題については調査しない</p>	<p>■介入の基準 —複数のファクターと子どもの生活を加味し、ソーシャルワーカーが評価する</p> <p>■支援の内容 —子どもと家族のために初期段階に充分な必要な援助が提供される</p> <p>—オープンケア (専門的なガイダンスやアドバイスの家庭の支援/経済的な支援/仕事や宿泊施設を見つける支援/子どもや家族の為に支援組織/一時的なアウトオブホームケアの提供)</p> <p>—アフターケア</p> <p>■その他 —一家族の価値が高く、提供されるサービスはトラブルにある家族を支援するために使用される</p> <p>—施設ケアは宿泊施設を提供するが、それは充分なサポートではなく、家族の家においての支援が必要とされるという認識がある</p> <p>—タンペレ市の施設ソーシャルワーカーはその家族の家においての家族中心ワークを実践することを訓練される</p>
<p>■レポーティングシステム —必須のレポーティングシステムがある</p> <p>■報告者 —全ての市民が匿名のレポーター —教員、医師、看護師など子どもとコンタクト可能な職種は義務レポーターとなる</p>	<p>■調査基準 —3つのゲートキーピングポイントが基準となる</p> <p>—ゲートキーピングポイント1: 地方自治体の社会サービスによる最初のアセスメントの実施。子ども虐待に関するレポートの有効性を査定する</p> <p>—ゲートキーピングポイント2: 社会福祉委員会がレポートにより知り得た事柄について調査を滞りなく実施する</p> <p>—ゲートキーピングポイント3: 当局のどのようなサポートを子どもが求めているかを調査する</p>	<p>■介入の基準 —ソーシャルワーカーが必要であると考える介入やサポート型サービスに親が同意するとき、ボランティアに与えられる</p> <p>—親や青少年がソーシャルワーカーの求める支援を拒否する場合は Care of Young Persons Act (1990:52) に基づき同意なしで介入する</p> <p>■支援の内容 —家族サービス指向の児童保護プロセス。「助け」と「支援」を強く支持する</p> <p>—児童保護指向の国と比較すると、多くのサービスを提供しない</p> <p>—フォスターケアはアウトオブホームケアのなかで若い子どものための主要な措置</p> <p>—家族によるケアがアウトオブホームケアとして政治的やソーシャルワーカーに受け入れられてきている (アウトオブホームケアのうち75%がフォスターケア)</p> <p>—フォスターケアを含むアウトオブホームケアは通常は親の同意を得て行われる</p> <p>—子どもを養育する選択はほばない</p> <p>■その他 —社会サービスへの流入は他の国では少年裁判所が扱うケースも包含する</p> <p>—犯罪を犯した子どもは警察に拘束された後社会サービスに渡る。そののと同じ機関が家族の援助と少年犯罪、児童保護の申請の処理を実施する</p>
<p>■レポーティングシステム —必須のレポーティングシステムがある</p> <p>■報告の基準 —18歳未満の子どもまたは若者が両親または育児に関与する人によりネグレクトまたは虐待されている、または自分の健康や発達に危険にさらされる条件のもとで暮らしている場合</p> <p>■報告者 —全てのひと —その他 —自治体は6営業日以内に通知の受領を認める必要がある</p> <p>—報告者が公共サービスを提供している場合、守秘義務を無視して子どもを虐待やネグレクトを地方自治体の当局に報告する責任が高まる</p>	<p>■調査基準 —統合法50条に基づき調査を行うかを評価する (50条調査)</p> <p>■その他 —地方自治体が50条調査を実施する際、子どもまたは青少年の状態を徹底的に調査することを保証する</p> <p>—50条調査では保護者または15歳以上の若者の同意を得て実施する (例外有り)</p>	<p>■介入の基準 —いかなる介入も「子どもにとって最善の利益」である</p> <p>—貧困の悪循環を壊し、全ての子どもと青少年のための機会均等 (Breaking the Vicious Circle of Deprivation-Equal Opportunities for All Children and Young People) の戦略のもとでの介入</p> <p>■支援の内容 —国際的エビデンスに影響されたフォスターケアにおける親族ケア、ネットワークケアの配置のオプションを常に考える (割合はまだ低い)</p> <p>—アウトオブホームケアのなかではフォスターケアが中心</p> <p>■その他 —アウトオブホームケアにある子どもとその親の接触を積極的に支援する「継続の概念」がある</p> <p>—継続とは生物学的な親と子どもの間の継続的な関係のこと</p> <p>—一特別なニーズを持つ子どもたちの成長のために平等な機会を創造することが目的であり、早期な介入が必要</p> <p>—パレンタルオーダー (parental orders) による親に対する強い介入により、個々の家族の責任に大きな重みを与えられる</p> <p>—自治体は早期で一貫した介入を行い医療、社会、教育、心理学の専門家の関与を確保する</p> <p>—目的別多分野にまたがる委員会を設置</p>
<p>■報告者 —専門家 (医療従事者、セラピスト、デイケアや泊バイダーなど) は州法に基づいて子ども虐待の疑わしいケースを報告する義務がある</p> <p>—ワイオミングとニュージャージーでは全ての市民がレポートをする義務がある</p> <p>■その他 —それぞれの州が「子ども虐待のためのホットライン」を設ける</p>	<p>■調査基準 —子どもと安全と子どもへの害が及ぼす将来的なリスクが評価される。必要とされるサービスのレベル、および/または州の介入度が決定される</p> <p>■その他 —一報告を受けたソーシャルワーカーは、いくつかのケースにおいて約1時間以内にその疑わしい家族に接触を含める必要がある (リスクが低いと認定された場合は接触までに時間を要す)</p> <p>—一報告は児童福祉エージェンシーによりスクリーニングスクリーンドアウトに分けられる</p> <p>—一スクリーンドアウトとなったケースは州もしくは地域の司法により「アセスメント」もしくは「調査 (investigation)」のどちらかが提供される</p> <p>—一マルトリートメントの申し立てに対する伝統的な児童保護サービス (Child Protection Services/CPS) の対応には調査、証拠収集、害を引き起こした者の決定が含まれる</p> <p>—一低〜中程度のリスクであると決定された場合は、調査よりアセスメント (評価) が提供される</p> <p>—一家族の状況は子どものニーズの為に審査され、加害者、犠牲者、実証という考え方は排除される</p>	<p>■介入の基準 —子どもは、「最も小さな制限 (least restrictive)」の環境に置かれるべき</p> <p>■支援の内容 —「その子どもに利益があるであろうならば、産みの親の近くにいるべきである」という考えのもとによる支援</p> <p>■その他 —生物学的な親および大家族が子どもを育てる際に果たす中心的な役割に照らし、子どもについての意志決定およびサービスのニーズについての意志決定について生物学的な親により大きな声を与える実践</p> <p>—マルトリートメントで報告された子どもたちのほとんどはホットラインの段階で予防サービスを受けている</p> <p>—一非常に有害な家庭環境である、もしくは極度のリスクを抱えている場合、州により一時、永続的に親から隔られる</p> <p>—1993年の連邦法では、産みの家のサービスを支援するための資金の仕組みを提供していた</p> <p>—1994年、1996年、1997年の連邦政策は、子どもと産みの家の家との関わりが少ない。その代わり、養子縁組を通じて生まれ変わった新しい家庭と生活する子どもが増えた</p> <p>—2008年の連邦法では、子どもと再統合する家庭と生活しない子どもたちのための普通のオプションとしての養子縁組についての記載がある</p> <p>—アウトオブホームケアの場合、連邦法は親族とのプレースメントを優先。適切な親族がいなければ子どもは最も制限の少ない場所に配置されなければならない</p> <p>—フォスターケアにある子どもの1/2は家に配置されなければならない (多くは配置のうちの6か月以内に再統合している)</p> <p>—再統合の15~30%は再びケアに戻る傾向がある</p> <p>—産みの親のもとにより早く戻った子どもは多く、よりケアに戻りがちである</p>
<p>■レポーティングシステム —必須のレポーティングシステムを持つことを続けてはいない</p> <p>■報告の基準 —子どもが重大な害のリスクにあると合理的な確信があるときに、児童福祉当局に報告する</p> <p>■報告者 —専門家や市民</p>	<p>■調査基準 —子どもが必要としているのか</p> <p>—子どもが大きな害に苦しんでいる、もしくは苦しむ可能性がある</p> <p>—一合理的な原因と疑う合理的な原因はあるか</p> <p>—一最初のアセスメントの焦点は「安全」と「子どもの福祉」</p> <p>■その他 —一のちに実証されない虐待もしくはネグレクトであっても子どもと家族は支援を受ける可能性がある</p> <p>—一サービスが提供されるとき、プランは最初のアセスメントから見ており報告時に発生させる</p> <p>—一子どもとニーズや状況が複雑な場合、より深いコアアセスメントが必要である。コアアセスメントは35日以内に完了すべき</p>	<p>■介入の基準 —子どもの人生に対する危険性や重大な即時の害があるとき、緊急のアクションが必要になる可能性がある</p> <p>—緊急保護命令 (Emergency Protection Order/EPO) は子どもを家から移動させる権威を与えており、最大8日間 (さらに7日間までの延長が可能)、申請者 (通常は地方自治体) の保護下に置く</p> <p>■支援の内容 —ケアにある子ども (Looked after children) のケア内容は以下のとおり</p> <p>—70%がフォスターファミリーと暮らす</p> <p>—13%の子どもは施設 (residential home) で暮らす</p> <p>—残りの大部分は生物学的な親と一緒に暮らすかコミュニティで独立して暮らしている</p> <p>—施設ケア (residential) は減少している</p> <p>—フォスターケアの内容は以下のとおり</p> <p>—フォスターケアアレイメントの1/6は親族外で、1/6は親族 (もしくは友人) ケアである</p> <p>—キンシップファミリー (親族ケア) は成長が続いている</p>
<p>■報告の基準 —虐待またはネグレクトの情報または疑い —一疑のある原因から保護するための報告</p> <p>■報告者 —一いくつかの州や準州は報告しなければならない特定の専門家を目指す。しかし専門家に限らず、誰もがこの責任を負うことを強調している</p>	<p>■調査基準 —プリンスエドワード島では、児童保護や介入ではなく、家族への支援を必要とするケースを評価し調査する</p> <p>■その他 —オンタリオ州、プリティッシュコロンビア州、アルバータ州、ノバスコシア州などの管轄区域では報告書を受け取った時に従わなければならない具体的な方法、時間枠、および手順がある</p> <p>—一アルバータ州では保護反応を必要とする報告と応答可能なという報告とを区別する「差別的な対応」アプローチがある</p> <p>—ノバスコシア州では高リスクの症例は1時間以内に調査、低リスクのものは21日間待機することが可能</p> <p>—一アバック州ではリスクアセスメント、安全アセスメント、評価 (または調査)、必要介入の決定という4つのレポート処理段階を規定している</p>	<p>■介入の基準 —子どもと保護の必要性に対する「合理的な信念 (reasonable belief)」</p> <p>■支援の内容 —レジデンシャルアプローチ (residential approach) を取る</p> <p>■その他 —レジデンシャルアプローチの代わりに連邦 (Federal) および州 (Provinces) レベルの政治制度に現在定まっている新自由主義経済政策が理由であり、福祉国家のコスト削減が原因</p> <p>—一裁判所が命じたアウトオブホームケアにすることを典型的なカナダモデルと呼ぶが、プリンスエドワード島は例外</p> <p>—アウトオブホームケアからの子どもの養子縁組は大幅に減少している</p> <p>—一児童保護当局による認可を受けているか否かに拘わらず、親族ケアが人気を得ている</p> <p>—一親族ケアは、両親 (生みの親) の権利の剥奪を避け、永続性を目的としている</p>

の法律の目的は子どものウェルビーイングに影響する決定をする際に、子ども自身のニーズ、希望、興味に注目することである。1936年の児童福祉法と比較すると、1983年の児童福祉法は子どもの問題のカテゴリー化を避けることに努力している(Pösö, 1997)。子どもと家族の兆候を機械的にリストにした以前のカテゴリー化は批判の対象となっており、広範囲な視点が好まれた。

地方自治体の社会福祉委員会は、以前の行動で分類された問題領域に対応する代わりに、子どもの生活条件が不安定なとき、健康と発達を脅かすときや、子どもの行動が自身の健康や発達に有害であるときに介入するよう求められている。危険な状況の決定は、専門的なソーシャルワーカーの判断に基づいている。重大な脅威や親自身の障害を疑う理由がある場合、子どもは公的に保護(custody)される可能性がある。しかしながら、法律は行動を正当化するためにどのような基準を満たすべきかについての規定をしていない。したがって、子ども虐待そのものは、子どもの福祉の介入の正式な理由とは明確に定義されていない(Pösö, 2011)。

(2) 体罰の禁止

1889年に制定された当時のフィンランドの刑法(Penal code)は、懲罰を合法的に擁護していた。ここでは、子どもを罰するために権利を行使した親は処罰されないと定められていたが、1969年に刑法が改正された際、このセクションは削除された。この削除はふたつのやや違った方法で理解された。ひとつは、子どもへの体罰は完全に禁止しているということ、もうひとつは、合理的な体罰(reasonable corporal punishment)に対する禁止ではないということである。フィンランドの刑法は、3種類の暴行を説明している。些細な暴行(petty assault)、普通の暴行(ordinary assault)、そして悪化した暴行(aggravated assault)であり、それぞれペナルティは罰金、最長で2年の懲役か罰金、そして6ヶ月~10年の懲役である(Korpilahti, 1989)。刑法が改正され、体罰に関する表記がなくなったあとも合理的な体罰を禁止し

ているわけではない、という解釈が存在する理由のひとつに、些細な暴行にあたらぬ程度の体罰であれば行使可能であると捉えられた可能性が考えられる。しかしながら、子ども虐待は、1980年代に入り社会的な問題であると考えられる動きが出てくる。これは、精神的虐待と同様に軽度の暴行事件を含む子ども虐待の概念の拡大をもたらし、その変化は当時の法律にも徐々に反映されている(Korpilahti, 1989)。刑法においては、親による子に対する合理的な力の行使のセクションが削除されるのみであったが、1983年には子どもの体罰はAct on Child Custody and Right of Accessにより明示的に禁止されGuardianship Service Act³⁾とともに1984年に有効になった。また、この法律はマルトリートメントの基準を特定しておらず、子どものウェルビーイングに影響を及ぼす決定をする際に、子ども自身のニーズと、希望と、興味に注目することを目的としている(Korpilahti, 1989)。1983年に導入された新しい児童福祉法においても同様であり、その理念は、国によって子どもは守られる権利があることを示している(Pösö, 1997)。なお、Act on Child Custody and Right of Accessには以下のように書かれている。

「子どもは、理解され、安全であり、そして愛情を以って育てられるべきである。子どもは、いかなる場合も、虐待られず、体罰されず、イルトリートされてはならない。独立、責任形成、成人への子どもの成長は支持され、奨励されるべきである」(Act on Child Custody and Right of Access 361/1983 Chapter 1 General provisions Section 1-Child custody(3))

Act on Child Custody and Right of Accessが有効になる以前、1978年の秋に実施されたフィンランドにおける体罰に対する態度の調査について確認する。この調査は14歳以上のフィンランド人口のうち530人を対象としており、そのうちの44%が例外的なケースを除き、体罰が必要であるという意見であった(Peltoniemi, 1983)

(Korpilahti, 1989)。法律は、子どもを育てる際に体罰をする権利は無いということを強調しているが、同法が有効になったのちも、実際は家庭内でのしつけにおける体罰は存在している。1993年に1015人の親が子どもに関係する実践について調査されているが、このうち38%の人がしつけとして体罰を使用していると答えている (Pösö, 1997)。なお、このことは、報道機関により「個人のモラルの程度問題」としてディスカッションされている。

5. フィンランドにおける子ども虐待の報告、調査、介入

ここまで、フィンランドでの子ども虐待の介入の指向と虐待の定義、そして体罰の禁止について確認をした。最後に、制度設計を確認し、指向の方向性がシステムにどのようにかかわっているかについて考える。なお、ここで言及する制度設計とは、子ども虐待における報告、調査、介入のことである。

(1) 報告

フィンランドには必須のレポーティングシステムがある。1980年代初頭に児童福祉委員会は、子ども虐待に関わる報告に関して、親や地域メンバーの役割が低下傾向であることを注視した。そして、児童福祉の必要性を探る上で、国民がもっとも重要な触媒となっていると主張した。これは、専門家のみならず、一般市民にも報告する権利と責任があることを表す。通知の義務は強く、確固たる証拠が無い場合でも、可能性を疑うときに報告書を提出することを義務付けている。

市町村の児童福祉委員会は地域の全ての子ども虐待を把握する必要のある中央組織であり、児童福祉法は、社会保険医療機関、教育制度、警察、教会に対し、児童福祉委員会に子ども虐待を知らせることを求めている。ここでの重要な特徴は、これらの当局はマルトリートメントもしくはネグレクトが発見されるか否かに拘わらず、自動的に動く見なされていることである。

クライアントと専門家の関係における守秘義務

は、各当局が虐待の事件を児童福祉委員会に報告することを躊躇する理由としてよく指摘されている。実際、過去には専門家のなかで、クライアントの機密の保持と虐待の疑いに関する通知の義務の両者のバランスに混乱があった。ソーシャルワーカーたちは、地方自治体の児童福祉当局に事例が通知される前に、虐待の明確な証拠があるべきだと考える。しかし、その時点で確固たる証拠が無い場合でも、可能性を疑うときに報告書を提出することを義務付けられており、報告義務の優先順位は常に高い。加えて、2007年の児童福祉法では、虐待者が処罰される期間が少なくとも2年であるような犯罪の対象になっている状況について、警察への報告義務を示している。このようなレポートは過去にはソーシャルワーカーによって避けられることもあった。この、警察への報告義務は、親に対するクリミナルコントロールの強化につながり、新しい懲罰的な文化のサインだと解釈されている。しかし他方では、子どもの暴力体験を深刻に受け取らなくてはならないというメッセージを送っている (Pösö, 2011)。

専門家に加え、全ての市民が疑わしい虐待について報告する義務があることは、早期に予防をして介入する手段として合理的かつ有効であるように見え、誰にでも報告義務のあるこの制度は、監視の側面が強いシステムである。また、クリミナルコントロールの意味合いの強い警察への報告義務などを考えると、潜在的に有害な親族から子どもを保護する児童救済アプローチであるように見える。

(2) 調査

2007年の児童福祉法では、それ以前の法とは異なり、子ども虐待のレポートに対応する活動に時間の制限を設定している。予備的審査は、通知もしくは申請を受領してから7日以内 to 実施しなければならない。この審査は、「児童福祉の必要性」もしくは「児童保護システムに入れない決定」を適切にアセスメントすることに繋がる。クライアントは、ケースファイルに文書化されていなければならない。また、子どもと保護者はその決定を知

らされなければならない。これは、通常の官僚的なプロセスに聞こえるが、過去には子どもと家族によりもたらされた情報と実践の間に矛盾があったことが示されている。例えば、子と家族本人は、自分たちが保護の対象であると連絡されたわけではないのに、実際は介入の対象とされていた、などである。この理由として、クライアントになるはじめの段階がいつであるか、という特定がされておらず、曖昧なままにケアが始まっていたからであるといえる (Pösö, 2011)。

より正式に構造化された児童保護プロセスのうちひとつの要素に、介入に際した「調査」がある。これにも期限が設定され、前述の予備審査の3ヶ月以内に実施される。この調査においてソーシャルワーカーは、子どもが児童福祉の介入を必要としているかどうかについて判断を求められる。ここで注目すべきことは、その子どもが持っているかもしれない特定のニーズ、リスク、問題について調査するのではなく、サービスの資格について調査をすることである。つまり、子どもをリスクから遠ざけるために実施される親子の分離のための調査ではなく、その子どもや家族に対しどのような支援ができるか、また、デイケアやホームヘルプなどを含むサービスのうち、どのようなものが支援として適切であるかを調査する。なお、調査プロセスの枠組みは、法、またはガイドラインにより規定はされていない（しかしながら、児童福祉の必要性を評価するための主要なアウトラインを作成しようとするプロジェクトは存在する）。ここでは、子どもの虐待の特徴や問題、リスクを調べるなどではなく、子どもの日常生活に注意を払い、強みに基づくアプローチを支援することとなっている。

2007年のフィンランドの児童福祉法は、両親に何を支援するか、すなわち、支援、援助、サービスについての声明と、公的機関から何が必要とされているか、という声明で始まる。これは、初期段階に充分に必要な援助が家族に提供されるという意味である。リスクや問題そのものに注目するよりも、子どもの日常に注意を払ってアセスメン

トを実施するこの調査の過程では、報告のプロセスで特徴的であった児童保護機能の強い子どもを中心指向とは異なるように見える。

(3) 介入

フィンランドでは、介入はひとつの問題へのリアクションに基づくものではない。「十分に良い子ども時代 (good-enough childhood)」もしくは「十分に良い家庭生活 (good-enough family life)」について、ソーシャルワーカーが、社会的および文化的規範と関連して評価する。子ども虐待への対応は、それぞれが独自の文化をもつ348の地方自治体で実践されている。自治体のなかで、組織的文化、コミュニティと、関係する社会文化的規範と、適切な子ども時代と親子関係について期待されるものが異なる。そのため、基準は多様である。法に明記されていないことも相まって、実践の観点から子ども虐待の基準は何であるかということを実証することは難しい。大切なことは、子ども虐待のかたちがさまざまであるということである (Pösö, 2011)。

なお介入では、子どもに焦点を当ててサービスを提供することを目的としている。1980年代末以降、児童福祉ワーカーは施設ケアに対して、高額な費用であることと、最善の支援策ではないことを理由に批判的になっている (Pösö, 1997)。基本的にはオープンケアな支援措置⁴⁾が、施設におけるケアに優先されるべきであるとしており、また、施設ケアは宿泊施設を提供するが、それは十分なサポートではなく、家族の家における支援が必要とされるという認識がある。例えばタンペレ市のソーシャルワーカーは、支援対象の家庭における、家族を中心に据えた支援の方法を訓練される。加えて、十代の少女を暴力的な両親や訪問者から守るために少女の部屋に鍵を取り付けることや、家族のために支援的なシステムを見つけるためのネットワークセラピーの実施など、介入の種類は、アウトオブホームケアに限定していないことが、タンペレにおける児童福祉ワーカーへのインタビューでわかっている。ホームヘルプや子どものための公的なデイケアにおける具体的な家

族支援は、明らかな身体的、精神的虐待やネグレクトの事例であっても、問題に対応するための介入としてとても頻繁に利用される（性的虐待に関しては例外があり、区別された治療ネットワークが存在する。また、そのほかの虐待の極度の事例に関しても、家から子を移動しアウトオブホームケアを実践する）(Pösö, 1997)。

このように、介入の段階では家族と引き離すというよりも、子どもを包含した上で家族のケアを優先していることがわかる。これも、家族中心なアプローチであると言えるだろう。

6. まとめ

本研究の目的は、家族サービス指向から子ども中心指向に変化をしたと言われているフィンランドでの子ども虐待の介入の制度において、実際に変化が見られるのか、もしくは、変化ではなく違うかたちが確認できるのかを、具体的な制度のありかたや運用のされかたを見ることにより考察することであった。ふたつの指向に注目する上で、そこに至った背景や、フィンランド国内における子ども虐待への関心や考え方を確かめる必要がある。そのためフィンランドにおける子ども虐待の定義と基準、法においての体罰の禁止も確認した。これらを踏まえ、現時点においての筆者の考察を示す。

1980年代初頭に子ども虐待への関心が高まり、妻への家庭内暴力も認識され始めた。このふたつの暴力は「家庭内の問題」という枠組みで取り扱われた。このため、初期のフィンランドでの児童福祉システムが家族中心指向の制度設計だったのではないかと考えられる。その後、子どもを家族の従属部分と見なした上で家族サービス指向から、子どもを「個」とみなす子ども中心指向に変化をしたと言われている。尚、この文脈でいう子ども中心指向とは、規制と介入を備えた児童保護の意味合いをもつとともに、子どものウェルビーイングに重点を置き、子どもと共に働いて子どもの目線から見るソーシャルワークを目指すという意味である。

どのような状況のときに福祉が介入するかという指標が明確であった1936年の児童福祉法に加え、1983年までは法において体罰の禁止が明記されていなかったことを考えると、当時は、児童福祉法に抵触しない範囲で、しつけの一環とする暴力が存在していた可能性がある。その後、1983年の児童福祉法の目的は「子どものウェルビーイングに影響する決定をする際に、子ども自身のニーズ、希望、興味に注目する」というものになる。それまでは体罰と虐待の線引きが明確であり、虐待として示されていないさまざまな種類の暴力は合理的な体罰という名でおさまりつくことも可能であったと考えることができるのだが、「ウェルビーイング」を中心に据えることにより、子ども自身の「十分に良い子ども時代」もしくは「十分に良い家庭生活」に触れる事象に関しては全てが虐待なりえるようになったのだろう。この、児童福祉法の変化の理由のひとつに1983年の Act on Child Custody and Right of Access と Guardianship Service Act による「体罰の禁止」が関係している可能性が考えられる。つまり、法によって禁止することで、体罰を行使するという法的正当化をなくしたということである。実際は、しつけの一環としての体罰は存在し、それは、個人のモラルの程度問題として認識されていた。しかしながら、虐待の問題を解決するうえで、子どものニーズ、希望、興味に重きを置くことにより、法が虐待になりうる体罰を抑止する力を持つ可能性がある。そして、この「子どものウェルビーイングに影響する決定をする際に、子ども自身のニーズ、希望、興味に注目する」ということが、子ども虐待の介入における制度の指向を考える上で重要になる。ある子どもにとっては家族と共に生活することがニーズであり、また違う子どもは施設で保護されることを希望する。また、子ども中心指向は子どもに意思決定権を持たせるが、意思疎通の難しい低年齢の子どもに意思の決定をゆだねることは困難である。その場合、子どもを保護するという選択肢があり、他に、家族を支援することで効果を子どもに波及させる、という選択

肢もある。これらを加味すると、フィンランドの児童福祉の制度設計が、ある時代を境に「家族サービス指向」から「子ども中心指向」にシフトした、と考えるには疑問が残る。つまり、「家族」か「子ども」かのどちらかの方向性で制度を設計したとしても、片方がシステムから存在を消すというよりは、程度問題はあるにせよ、ふたつの指向が併存する制度になるのではないだろうか。報告・調査・介入のプロセスを見ても、そのように解釈することができる。

フィンランドには必須のレポーティングシステムが存在しており、専門家以外の一般市民にも、確たる理由がなくとも、子ども虐待や疑わしい虐待についての報告義務がある。また、状況により警察への報告義務もあり、これは、懲罰的な文化のサインであると解釈されている。つまり、報告は、監視の側面の強い児童保護的なシステムであると考えられる。しかし、調査に関しては「リスクそのもの」をアセスメントするのではなく、その子どもや家族に対しどのような支援ができるか、また、デイケアやホームヘルプなどを含むサービスのうち、どのようなものが支援として適切であるかを確認するなど、子どもの日常生活に注意を払うことを強調する。そして、介入では、施設などの代替ケアよりも、子どもと家族のリハビリや財政的な支援などを含むオープンケアが優先されるべきとなっている。施設ケアは宿泊施設を提供するが、それは十分なサポートではなく、家族の家においての支援が必要とされるという認識があり、家族と引き離すというよりも、子どもを包含した上で家族のケアを優先している。調査と介入業務は、より「家族サービス指向」なものであるように見える。

子どもの虐待が社会問題として認識されていなかった1980年代初頭までは、子どもへの暴力は家族の問題のなかに隠れており、家族の問題を解決することで子どもへの暴力も緩和されるという考え方があった。その後、子どもを家族の従属部として捉えることから考え方が変化し、「子ども中心指向」という考え方が注目される。では、そ

れまで主流であった「家族サービス指向」が消失したかといえばそうではない。1983年の児童福祉法の目的である「子どものウェルビーイングに影響する決定をする際に、子ども自身のニーズ、希望、興味に注目する」を考えると、両方の指向を取り入れて制度を設計しなければ成り立たないように思える。現時点では子ども中心指向が注目されているフィンランドの子ども虐待の介入の制度設計であるが、今後また、家族サービス指向に傾いた制度に変化する可能性がある。いずれにせよ、ふたつのうちのひとつがシステムから姿を消すというよりは、その時代によりどちらかが色濃くなるということであろう。なお、Gilbertは、国家の財政的制約や福祉の需要の増加、政治やメディアへの批判などをきっかけにシステムの焦点と方向性が急速に変化する可能性があることを述べており、児童福祉制度の揮発性を覚えておく必要がある、と伝えている（Gilbert, 2011）。

Pösöは「子ども虐待を扱う際、フィンランドが家族指向から立ち去った」と説明した（Pösö, 2011）。しかしながら、フィンランドにおける子ども虐待の介入の制度をふたつの指向に注目しながら確認すると、家族指向から立ち去ったというよりも、もともと大きな位置を占めていた家族サービス指向の制度設計に違う視点で子ども虐待を見る子ども中心指向が加わったと考えることができる。子どもへの虐待を事前に予防すべく家族を支援する制度設計が存在する一方で、子どもを保護する子ども中心指向の制度を必要とする子どもや家族が常に存在する。またそれぞれの子どもにより、何が彼らのウェルビーイングに影響するかという状況は異なる。このような理由により、「家族サービス指向」と「子ども中心指向」のふたつの指向のどちらか一方が置き換わることなく両存する制度となっているのではないか。

注

- 1) 総人口の失業率は、同じ年齢の活発な人口（労働力）に対する失業者の割合で計算される。トレンドとは、長期的な発展を時系列で表したものである

- 2) Korpilahti は同法を The Act of the Care and Visiting Rights of Children と英訳している。なお Act on Child Custody and Right of Access は 25sep13 に Finlex によりフィンランド語から英語に翻訳されている
<http://www.finlex.fi/fi/laki/kaannokset/1983/en19830361.pdf>
- 3) Korpilahti は同法を the Guardianship Act と英訳している。なお Guardianship Service Act は 31dec00 に Finlex によりフィンランド語から英語に翻訳されている <http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1999/en19990442.pdf>
- 4) オープンケア支援措置の目的は、子どもの積極的な発達を促進し支援することである。子どもの養育の責任者はその任務を遂行する上で支えられる。オープンケアサービスが機能するためには、クライアントの独立した活動と参加が重要である。児童福祉オープンケア支援措置には次を含む。1. 子どもと家族の問題の状況を調査する支援 2. 財政的支援（教育、職業資格、宿泊施設、仕事を見つけること、自由時間の追求、人間関係の維持） 3. 子と親のリハビリ等 <http://stm.fi/en/frequently-asked-questions-concerning-child-welfare-in-finland>

文献

- Berrick, A. (2011) Trends and Issues in the U.S. Child Welfare System In N. Gilbert, N. Parton & M. Skivenes, *Combatting CHILDPROTECTION SYSTEMS: INTERNATIONAL TRENDS AND ORIENTATIONS* (pp.17-35). New York: OXFORD UNIVERSITY PRESS.
- Gilbert, N. (1997) *Combatting Child Abuse: International Perspectives and Trends*. Newyork: Oxford University Press, Inc.
- Gilbert, N., Parton, N., & Skivenes, M. (2011) *CHILD PROTECTION SYSTEMS: INTERNATIONAL TRENDS AND ORIENTATIONS*. Newyork: Oxford University Press, Inc.
- Hilamo, H. (2008). What could explain the dramatic rise in out-of-home placement in Finland in the 1990s and early 2000s? *Children and Youth Services Review*, 31(2), 177-184.
- Hestbæk, A. (2011) A Child Welfare System Under Reframing In N. Gilbert, N. Parton & M. Skivenes, *Combatting CHILDPROTECTION SYSTEMS: INTERNATIONAL TRENDS AND ORIENTATIONS* (pp. 131-153). New York: OXFORD UNIVERSITY PRESS.
- Korpilahti, M. (1989) *Child Abuse and the Courts: Finnish and Swedish Experiences* In E. Fattah. *THE PLIGHT OF CRIME VICTIMS IN MODERN SOCIETY* (pp. 212-228). London: THE MACMILLAN PRESS LTD.
- Ministry of Justice, Finland. (2009) Act on Child Custody and Right of Access. Retrived October19, 2017 from <http://www.finlex.fi/fi/laki/kaannokset/1983/en19830361.pdf>
- Ministry of Social Affairs and Health. (2013) Child Welfare Act. Retrived October30, 2017 from <http://www.finlex.fi/fi/laki/kaannokset/2007/en20070417.pdf>
- Ministry of Social Affairs and Health. (2017) Frequently asked questions concerning child welfare in Finland. Retrived November07, 2017 from <http://stm.fi/en/frequently-asked-questions-concerning-child-welfare-in-finland>
- Ministry of Social Affairs and Health. (2017) Open Care. Retrived November06, 2017 from <http://stm.fi/en/social-services/child-welfare>
- Nielsen, J. (2007) *Social Protection in the Nordic Countries 2005: Scope, expenditure and financing*. Copenhagen: the Nordic Social- Statistical Committee (NOSOSCO).
- Official Statistics of Finland (OSF): Labour force survey [e-publication]. ISSN=1798-7857. January 2018, Appendix figure 4. Unemployment rate and trend of unemployment rate 1989/01-2018/01, persons aged 15-74. Helsinki: Statistics Finland. Retrived May21, 2018 from http://www.stat.fi/til/tyti/2018/01/tyti_2018_01_

2018-02-20_kuv_004_en.html

Peltoniemi, T. (1983) Child Abuse and Physical Punishment of Children in Finland, *Child Abuse & Neglect*, vol.7, pp. 33-36.

Pösö, T. (1997) Child Abuse as a Family Problem In N. Gilbert. *Combating Child Abuse: International Perspectives and Trends* (pp.143-163). New York: OXFORD UNIVERSITY PRESS.

Pösö, T. (2011) *Combating Child Abuse in Finland:*

From Family to Child -Centered Orientation In N. Gilbert, N. Parton & M. Skivenes, *Combating CHILDPROTECTION SYSTEMS: INTERNATIONAL TRENDS AND ORIENTATIONS* (pp. 112-130). New York: OXFORD UNIVERSITY PRESS.

山田真知子 (2006) 『フィンランドの福祉国家の形成—社会サービスと地方分権改革』 木鐸社.

(北海道大学教育学部卒業)